



福島医発第3227号(地)

令和2年3月6日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

新型コロナウイルスの蔓延により事業停止等となった事業者
に対する福祉医療貸付事業の対応について

今般、標記について別添のとおり日本医師会より周知依頼がありました。

本件は、独立行政法人福祉医療機構において新型コロナウイルス感染症により、施設自身の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合において対応すべく、医療貸付事業では、長期運転資金について通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を設けている旨、通知するものです。また、福祉貸付事業についても、経営資金についての優遇措置を設けています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

詳細は福祉医療機構又は福祉医療機構代理貸付取扱金融機関にご相談ください。

なお、福祉医療機構のホームページ

(https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/) におきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志

会長 島田昇二郎

年税第 70 号

令和 2 年 2 月 27 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 小玉 弘之

(公 印 省 略)

新型コロナウイルスの蔓延により事業停止等となった事業者
に対する福祉医療貸付事業の対応について

独立行政法人福祉医療機構は、新型コロナウイルス感染症により、施設自身の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合において対応すべく、医療貸付事業では、長期運転資金について通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を設けています。また、福祉貸付事業についても、経営資金についての優遇措置を設けています。

つきましては、医療・福祉関係施設の貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

詳細は福祉医療機構又は最寄りの福祉医療機構代理貸付取扱金融機関にご相談ください。

なお、福祉医療機構のホームページ

(https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/)におきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。

新型コロナウイルスの蔓延により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について

事業者が感染症等当該施設の責に帰することができない理由により機能を停止（※）したことに伴う経営資金等については、以下のとおり対応します。

※この融資をご利用いただける具体例

- ・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したため、やむなく営業を停止した場合。
- ・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、事業運営が縮小した場合。

1. 貸付をご利用される方

①福祉貸付事業（経営資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	10 年以内 (1 年以内)
貸付利率	0.2%

(注) 貸付利率は令和2年2月3日現在

②医療貸付事業（長期運転資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	5 年以内 (1 年以内)
貸付利率	0.2%
貸付金の限度額	病院・老健：1 億円 診療所：4,000 万円

(注) 貸付利率は令和2年2月3日現在

2. 既往貸付に関するご相談の方

個別にご相談に応じます。

【融資のご相談】（東日本）

福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 TEL03-3438-9298

福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係 TEL03-3438-9940

（西日本）

大阪支店 福祉審査課 融資相談係 TEL06-6252-0216

大阪支店 医療審査課 融資相談係 TEL06-6252-0219

（NPO 法人の方）

NPO リソースセンター NPO 支援課 TEL03-3438-4756

【返済のご相談】

顧客業務部 債権課

TEL03-3438-9936